

2009年6月15日

報道各位

N T T都市開発株式会社  
三菱地所株式会社  
東京建物株式会社  
株式会社サンケイビル

大手町一丁目第2地区第一種市街地再開発事業 特定建築者内定について

N T T都市開発株式会社、三菱地所株式会社、東京建物株式会社及び株式会社サンケイビルは、2009年3月25日に募集開始された独立行政法人都市再生機構東京都心支社主催の「大手町一丁目第2地区第一種市街地再開発事業 特定建築者募集」に応募し、2009年5月29日に行われた二次審査の結果、第一位の者として決定され、本日付で独立行政法人都市再生機構と特定施設建築物の整備等に関する契約を締結し、A棟を整備する特定建築者として内定しましたので、お知らせいたします。

なお、正式な特定建築者としての決定は、東京都知事の承認後となります。

今後、再開発事業の特定建築者内定者として、関係各位との協議を取り進め、都市再生プロジェクトに相応しい再開発事業の実現に向けて、鋭意努力して参る所存です。

以 上

<本件に関するお問合せ先>  
N T T都市開発株式会社  
総務部 広報担当  
(03) 6811-6241

## 参考

### 大手町一丁目第2地区第一種市街地再開発事業（第二次再開発事業）の概要

- 施行地区：大手町一丁目地区第一種市街地再開発事業参加地権者の従前建物跡地  
（東京都千代田区大手町一丁目）
- 地区面積：約 14,100 m<sup>2</sup>（全体）
- 延床面積：約 110,000 m<sup>2</sup>（A棟）／約 242,000 m<sup>2</sup>（全体）
- 建物構造：鉄骨造 一部鉄骨鉄筋コンクリート造、コンクリート充填鋼管柱構造
- 建物規模：地上 31階（A棟）～35階（B棟） 地下 4階
- 最高高さ：約 154m（A棟）、約 177m（B棟）
- 主要用途：事務所、店舗
- 事業手法：都市再開発法に基づく第一種市街地再開発事業（個人施行）
- 施行者：独立行政法人都市再生機構（代表施行者）  
三菱地所株式会社（共同施行者）
- 特定建築者：N T T都市開発株式会社  
（内定者） 三菱地所株式会社  
東京建物株式会社  
株式会社サンケイビル
- スケジュール：2010年 施設建築物工事着手  
2012年 施設建築物工事完了

※A棟は特定建築者が、B棟は共同施行者である三菱地所株式会社が整備

### 大手町一丁目第2地区第一種市街地再開発事業の整備方針

- ・都市再生プロジェクト（第五次決定）「大手町合同庁舎跡地の活用による国際ビジネス拠点の再生」を実現するため、大手町地区が目指す国際ビジネス戦略拠点に相応しい都市空間整備を行う。
- ・中高層部に業務施設、低層部に業務支援施設、商業施設等、地下に商業施設、駐車場等を整備する。中高層部は2棟の分棟とし、各棟の高さを変化させることで、リズム感のあるスカイラインの形成及び周辺への圧迫感の低減に配慮する。各棟の間にはアトリウムを配置し、快適な通路空間を整備するとともに、仲通り延伸部空間のにぎわい形成に資するよう西側の低層部に商業施設を配置する計画とする。また、施設建築物の省エネルギー化による環境性能の向上を図る。
- ・施設建築敷地内は、壁面後退により歩道状空地を設け、賑わいと回遊性のある都市空間の創出を行う。特に、施設建築物の西側及び北側に十分な空地を確保し、植栽等を行うことで緑豊かで快適な都市環境の形成を図り、また、北側の空地は、歩行者専用道路と一体的なデザイン形成を図る。  
また、東側の空地は、ビルの正面エントランスとして風格のある空間を整備する。  
さらに、地上及び地下の歩行者ネットワークの形成を図るため、東京地下鉄丸ノ内線大手町駅と地下で接続する計画とする。

### 特定建築者制度とは

市街地再開発事業において、施行者以外の者が、施行者に代わって施設建築物を建設し、権利変換計画の定めにより自ら建設した建築物の保留床（権利者が取得する床以外の床）を取得する制度。この制度により建設される施設建築物を「特定施設建築物」、特定施設建築物を建設する者を「特定建築者」と言う。